

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（1区画）を占めて行われていること。
- (2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち事業所とは、一般に商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、寺社、病院、旅館などと呼ばれているものをいいます。

なお、派遣・下請従業者のみの事業所とは、当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいいます。

2 経営組織

(1) 民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

ア 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。会社や法人組織になっていない共同経営の場合も個人経営に含めます。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

ウ 会社

株式会社（有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいいます。

エ 独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいいます。

なお、独立行政法人等については、平成13年調査では「国、地方公共団体等」の事業所に区分されていましたが、平成18年調査では「民営」の事業所に区分されています。

オ その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいいます。

例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教

法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれます。

カ 法人でない団体

団体ではあるが法人格を持たないものをいいます。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事務所などが含まれます。

(2) 国

国の事業所（機関）をいいます。

例えば、府、省、庁、委員会、地方支分部局などをいいます。

(3) 地方公共団体

ア 都道府県

都道府県の事業所（機関）をいいます。

例えば、都道府県庁、都道府県立の学校・図書館・病院、警察署などをいいます。

イ 市町村

市町村の事業所（機関）をいいます。

例えば、市役所、町村役場、市町村立の学校・図書館・病院・老人ホーム・中央卸売市場、消防署などをいいます。

ウ その他

特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所（機関）をいいます。

例えば、市町村環境衛生組合、消防事務組合、水道企業団、広域市町村圏事務組合などをいいます。

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に基づき分類しています。また、平成13年調査結果の産業分類別の数値は、平成18年調査結果の分類項目に組み替えています。

なお、一部の小分類項目については、更に分割したものを小分類としています（巻末に「相違項目比較表」を掲載）。また、統計表の中で*印が付された産業分類項目は短縮したものであり、正式な項目名は、巻末の「短縮した産業分類項目の一覧」を参照してください。

4 従業者

調査期日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。

したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者として扱います。

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。

(3) 有給役員

経営組織が個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

ア 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

イ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

(5) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

(6) 派遣・下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいいます。

5 本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に、同一経営の支所（支社・支店）があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所

の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。

6 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

7 会社企業

会社企業とは、民営事業所のうち経営組織が株式会社（有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

なお、本書で「企業」とは、この会社企業のことをいいます。

8 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の多いもの）により分類しています。

9 資本金額

株式会社（有限会社を含む。）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

10 親会社・子会社・関連会社

（1）親会社

当該会社の議決権を過半数所有している会社をいいます。

ただし、50パーセント以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社としています。

（2）子会社

当該会社が50パーセントを超える議決権を所有している会社をいいます。また、当該会社の子会社が単独で、又は当該会社及び子会社の合計で50パーセント超の議決権を所有している会社も子会社としています。

（3）関連する会社（議決権所有元）

当該会社に対して、20パーセント以上50パーセント以下の議決権を直接所有している会社をいいます。

（4）関連する会社（議決権所有先）

当該会社が20パーセント以上50パーセント以下の議決権を直接所有している会社をいいます。

1.1 形態

(1) 店舗・飲食店

小売店，飲食店，喫茶店，理髪店，パチンコ店など一般に「店」といわれている事業所をいいます。住宅と併用の店舗も含まれます。

(2) 事務所・営業所

人事，経理，企画などの事務を行っている一般に「事務所」といわれている事業所，あるいは，製造会社の販売部門，保険会社の営業部門，銀行の支店など主として営業活動を行っている一般に「営業所」といわれている事業所をいいます。

(3) 工場・作業所・鉱業所

外見や内容が作業などの現場仕事を行っている事業所をいいます。一般に「工場」，「作業所」，「鉱業所」といわれている事業所のほか，造船所，修理場，選果場，荷造場，倉庫（自家用倉庫を除く。），鉄道の駅，発電所なども含まれます。

(4) 輸送センター・配送センター・車庫

輸送センター・配送センターは，物品の集配など，物流を行っている事業所をいいます。車庫は，物流のために用いているものをいい，一般の駐車場などは「(7) その他」に含めています。

(5) 自家用倉庫・自家用油槽所

製品，商品，材料などを保管する自家用倉庫や自己の石油，ガソリンなどを貯蔵する自家用油槽所をいいます。

(6) 外見上一般の住居と区別しにくい事業所

大工，家内工業など住宅を事業所としたもので，事業所を表示する看板などがなく，簡単に事業所であることを見分けることのできない事業所をいいます。また，個人タクシー，行商など自宅を拠点としているものも該当します。

(7) その他

上記以外の事業所で，学校，病院，寺社，旅館，浴場，駐車場などをいいます。